

令和4年4月1日

国立大学法人香川大学における民間企業等の広告に関する募集要項

1. 広告の掲載場所及び広告料(電気料を含む。)等

(1) 香川大学ホームページ

広告形態	香川大学ホームページへの掲載
掲載位置	香川大学ホームページトップ画面
規格	サイドバナー
広告料	2万円/月額
効果・実績	閲覧数 約6万人/1ヶ月

(2) かがアド

広告形態	香川大学広報誌(印刷物)「かがアド」への掲載
規格及び広告料	発行1回あたり 1 枠 タテ 47 mm×ヨコ 185 mm・・・3万円(税別) 1 頁(A4版) タテ 245 mm×ヨコ 185 mm・・・15万円(税別) ※掲載する頁・箇所等については、ご希望に添えない場合もあります。
効果・実績	年2回(夏・冬)発行、各約1万部発行し県内を中心に関係機関へ送付

(3) 香川大学幸町北キャンパス学生会館

広告形態	ポスターの掲示、移動可能なパネル・スタンド、デジタルサイネージ等の展示
掲載場所	学生会館 ※掲示・掲載する具体的な場所等については、ご希望に添えない場合もあります。また、本学の業務等に支障がある場合は、一時的に掲載場所を変更することもあります。
規格	ポスターの場合は、A0サイズまで パネル・スタンド等の場合は、縦2m×横1m×奥行50cm程度 デジタルサイネージの場合は、55V型まで
広告料	2万円/月額(1F)、1万円/月額(2F)
効果・実績	学生及び教職員約5千人が日々往来

(4) 香川大学創造工学部キャンパス本館・3号館

広告形態	ポスターの掲示、移動可能なパネル・スタンドデジタルサイネージ等の展示
掲載場所	本館1F食堂内等

※掲示・掲載する具体的な場所等については、ご希望に添えない場合もあります。また、本学の業務等に支障がある場合は、一時的に掲載場所を変更することもあります。

規格	ポスターの場合は、A0サイズまで パネル・スタンド等の場合は、縦2m×横1m×奥行50cm程度 デジタルサイネージの場合は、55V型まで
広告料	1万円/月額
効果・実績	学生及び教職員約1,500人が日々往来

(5) 香川大学農学部管理棟、研究室・実験室・講義室棟、池戸会館、学生食堂

広告形態	ポスターの掲示、移動可能なパネル・スタンド、デジタルサイネージ等の展示
掲載場所	池戸会館通路等 ※掲示・掲載する具体的な場所等については、ご希望に添えない場合もあります。また、本学の業務等に支障がある場合は、一時的に掲載場所を変更することもあります。
規格	ポスターの場合は、A0サイズまで パネル・スタンド等の場合は、縦2m×横1m×奥行50cm程度 デジタルサイネージの場合は、55V型まで
広告料	1万円/月額
効果・実績	学生及び教職員約1,000人が日々往来

(6) その他広告媒体として活用できる資産

2. 広告掲載の期間

月単位（月の途中からの掲載であっても広告料の日割り計算はしません。）

※広報誌（かがアド等）の場合は、その号に掲載するのみです。

3. 広告掲載可能な民間企業等

- (1) 本学の教育研究活動の成果を活用して事業を行う民間企業等
- (2) 本学と共同研究又は受託研究を行う民間企業等
- (3) 本学に寄附を行った民間企業等
- (4) 香川県内に事業所を有する民間企業等で、本学の卒業生又は修了生の就職を希望する民間企業等
- (5) 本学の教職員又は学生に有益な情報提供を行う民間企業等
- (6) その他学長が認める民間企業等

4. 広告掲載の基準

広告の内容が以下のいずれかに該当するものは、掲載を許可しません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 社会的批判を招くおそれがあるもの
- (7) 取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
- (8) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種の広告
- (9) たばこの広告及び喫煙を促す広告
- (10) 賭博及びギャンブルに関する広告
- (11) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (12) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (13) その他本学の教育研究上不適当であると認めるもの

5. 申込方法

広告掲載申請書（別紙様式1）に必要事項を記載の上、下記問い合わせ先まで送付してください。また、その際、広告内容（案、イメージでも可）も併せてご送付ください。

6. 掲載の決定

広告掲載申請書が到着後、審査会で広告の掲載の可否を決定し、決定通知書を送付します。掲載が決定された場合は、その後、所定の期日までに原稿（電子媒体）を送付又は掲示物等を搬入してください。

7. 広告料の納付

本学が発行する請求書により、所定の期日までに広告料をお支払いください。なお、一旦お支払いいただいた広告料は、原則として返還できません。

8. 掲載の取り消し

既に掲載している若しくは掲載することを決定し、これから掲載しようとする広告の内容又は応募された企業等において不適切と認められる事項があった場合には、本学の判断により、当該広告の掲載を取り消すことがあります。

9. 問い合わせ先

香川大学広報室

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

電話 087-832-1027

E-Mail kouhou-h@kagawa-u.ac.jp

広 告 掲 載 申 請 書

国立大学法人香川大学長 殿

法人等名

住 所

代表者名

印

下記のとおり、貴学において広告を掲載したいので、申請します。

記

1. 広告目的

2. 広告内容

3. 希望する広告掲載の場所等

4. 希望する広告掲載の期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※実際に掲載・掲示したい広告内容を添付